

平成 2 1 年第 2 回

三重地方税管理回収機構議会臨時会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成21年2月12日(木)午後1時00分開会
平成21年2月12日(木)午後1時10分閉会

2 議会会議場所

三重県自治会館 3階 会議室

3 出席者

議 員	1 番	柏 木	廣 文
議 員	2 番	亀 井	利 克
議 員	4 番	河 上	敢 二
議 員	5 番	櫻 井	義 之
議 員	6 番	佐 藤	均
議 員	7 番	奥 山	始 郎
議 員	8 番	長谷川	順 一

4 欠席者

議 員	3 番	木 田	久主一
-----	-----	-----	-----

執 行 部 (事 務 局)

管 理 者	森 下 隆 生 (次 期 管 理 者)
事 務 局 長 (管 理 者 職 務 代 理 者)	坂 井 清
総 務 課 長	谷 口 久 美
徴 収 課 主 事	谷 水 貴 志

平成 2 1 年第 2 回
三重地方税管理回収機構議会臨時会議事日程

議事日程

平成 2 1 年 2 月 1 2 日 (木) 午後 1 時 0 0 分開議

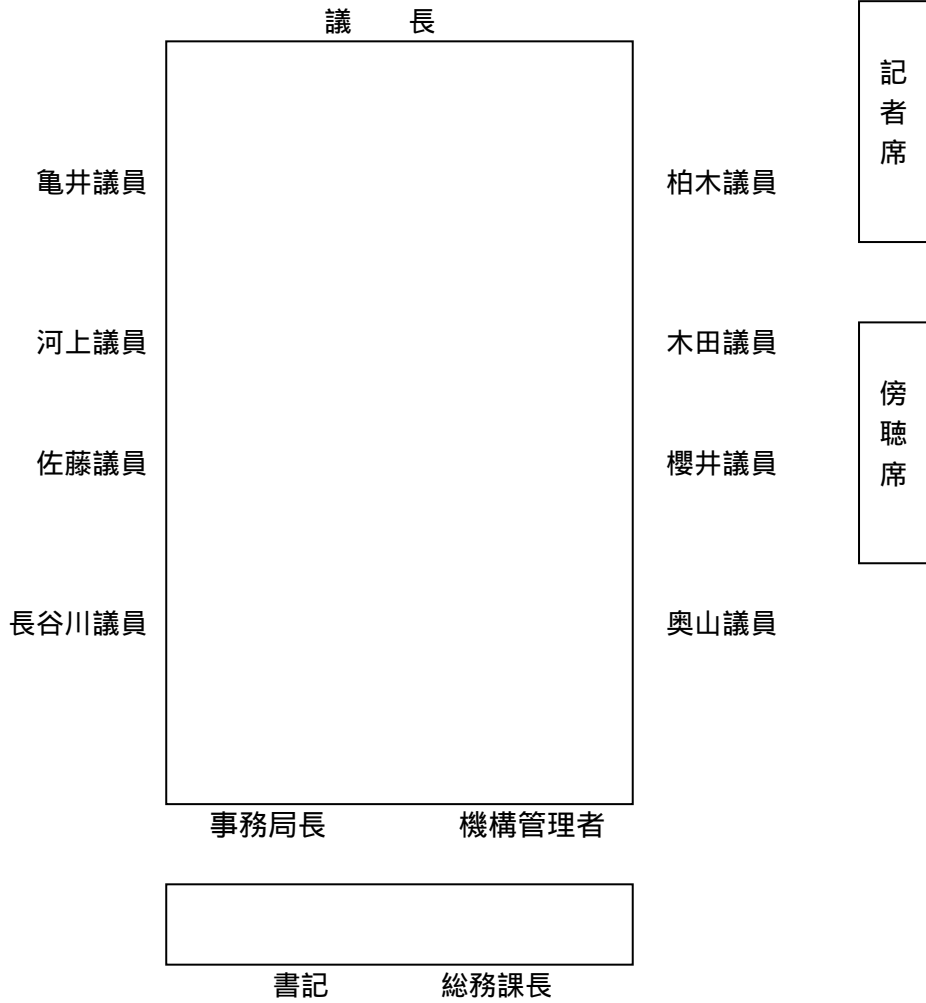
「 議事日程 」

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の件

日程第 3 議案第 1 号 三重地方税管理回収機構管理者の選任について

議 会 議 席



平成21年第2回 三重地方税管理回収機構議会臨時会

(議事録)

議長(柏木廣文議員)「それでは議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、これより平成21年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を開会します。それでは本日の会議に入ります。

はじめに、本臨時会の書記として、谷水貴志徴収課主事を任命して、議事進行を補佐させます。

日程に先立ちまして、地方自治法第121条の規定によりまして、出席を求めた者の報告でございますが、議案書の報告のとおりとなっております。

次に、議事日程第1の会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第60条の規定によりまして、河上議員、長谷川議員を指名させていただきます。

会期の日程でございますが、次に、議事日程第2 会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございます。ご異議なしと認めて、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

次に、議事日程の第3 議案第1号について議題といたします。

執行部側から議案が提出されておりますので報告をさせます。

谷水書記。」

谷水貴志書記「はい。議案第1号 三重地方税管理回収機構管理者の選任について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の管理者に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第9条の規定によって、議会の選任を求める。

記

氏名 森下隆生(伊勢市長)

任期 平成21年2月12日から平成22年5月11日 以上です。」

議長(柏木廣文議員)「では、お諮りいたします。

本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定によりまして、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「本機構の管理者については、執行部側の提案どおり森下隆生伊勢市長とすることにご異議ございませんか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、本機構管理者を森下隆生伊勢市長と決定いたしました。

ここで、新管理者のごあいさつを求めます。」

管理者(森下隆生伊勢市長)「それでは失礼いたします。本機構管理者に選任されました伊勢市長の森下隆生でございます。就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。三位一体改革による税源移譲により国と地方の財政見直しがされ、地方公共団体の活動、行政サービスを行っていく上で、その税収確保の重要性はますます高まっています。今後も、税源移譲が地方分権の流れに水を差すことのないように各自治体においても、自らの税収確保にしっかりと取り組んでいかなければなりません。県内市町における地方税の滞納額を縮減するため、県と市町の協働の取組みとして「三重地方税管理回収機構」が平成16年に設立され、5年が経過しようとしています。県内全市町が一致団結して、税の公平性を確立し滞納額の縮減を図るといふこの取組みの意義は、現在も大変大きいものがあると考えております。機構の設立以来、この4年9ヶ月間でみますと5,761件の差押えを行い、約32億7千万円を徴収してまいりました。さらに、市町での移管予告通知による「移管予告効果」も徴収額に匹敵する数値となっています。このことは、市町の困難事案である滞納者に対し、職員が組織一丸となって、正義感と使命感をもって厳しく滞納処分をおこなった結果であり、それにより機構は県内外

に広く知られる存在となり、県内市町にとって地方税に関する最終処理機関として位置付けられています。

全国的にも同様の一部事務組合や広域連合が設立され、さらにその他の県でも設立の動きが見られており、これからも機構は全国の税務行政関係者から注目されていくものと考えております。

今後も、機構に対しまして、ここにおみえの議員の皆様方から、変わらぬご指導、ご支援をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。」

(拍手)

議長(柏木廣文議員)「それでは、以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は、議了いたしました。

これにて、平成21年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を閉会させていただきます。

ご協力にありがとうございました。」